

# 学校施設における防犯カメラ等の設置及び運用に関する規程

茨城県立岩井高等学校

## 1 目的

学校施設に設置する防犯カメラ等は、個人のプライバシーの保護に留意し、犯罪の抑止並びに事故の防止等を図ることを設置の目的とする。

この規程では、防犯カメラ等の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置及び運用を図ることとする。

## 2 定義

この規程において「防犯カメラシステム」とは、学校施設の安全な管理運営及び犯罪の予防を目的として設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

## 3 対象カメラと撮影範囲

この規程の対象は、学校施設に設置された防犯カメラ等で、画像表示装置と録画装置を有するものとし、撮影は設置目的を達成するために必要な範囲に限るものとする。

なお、具体的な防犯カメラの設置場所及び台数等詳細については別途定めるものとする。

## 4 管理責任者

防犯カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、管理責任者を置き、学校長をもってこれに充てる。

管理責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用が、この規程に沿って常に適正に行われるよう、防犯カメラシステムに関する事務を統括する。

## 5 管理責任者の責務

- (1) 管理責任者は、画像の漏えい、流失等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 管理責任者は、撮影対象区域に立ち入る前の位置に、防犯カメラ等を設置している旨をわかりやすく表示（防犯カメラ作動中等）しなければならない。
- (3) 管理責任者は、原則として画像を公開してはならない。
- (4) 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (5) 管理責任者は、防犯カメラ等、画像表示装置又は録画装置の操作を行う担当者を指定し、操作担当者以外の操作を禁止するものとする。

## 6 画像の保存及び取扱い

防犯カメラによって記録した画像（以下「画像」という。）の保存及び取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 画像の保存期間（重ね取りする場合は、上書きするまでの期間）は概ね10日以内とする。
- (2) 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写してはならないものとする。
- (3) 画像を記録した記録媒体は、管理責任者の許可なく画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。

- (4) 画像を保存していた記録媒体の廃棄にあたっては、画像の消去を確実に行った上で、破碎あるいは裁断等の措置を講じるものとする。
- (5) 画像の閲覧は、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は画像表示装置又は録画装置の設置場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。
- (6) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を「防犯カメラ画像閲覧簿（別紙様式）」に記録し、翌年度まで保管するものとする。  
ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。

## 7 画像の利用及び提供

画像は、次にあげる場合を除き、設置目的範囲を超えて、利用又は提供してはならない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供する場合。
- (2) 法令等の定めがある場合。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護をするために緊急に必要がある場合。
- (4) 捜査機関からの犯罪捜査の目的により文書で提出を求められた場合。
- (5) 学校長が特に認めた場合。

## 8 苦情の処理

管理責任者は、防犯カメラ等により撮影し、記録される画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

## 9 操作および庶務

防犯カメラの運用に関する操作および庶務は、管理責任者が指名した操作担当者が当たる。

操作担当者は、教頭、事務長、生徒指導部長及び財産管理を担当する事務職員をもって、これに充てる。

## 10 その他

この規程に定めのあるもののほか、防犯カメラ等により撮影し、記録される画像の取扱いについては、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）の規定によるものとする。

## 付則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。施行後、管理責任者は直ちに保護者等に対し、ホームページ等に規程を掲載し周知する。